

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和3年8月6日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、令和3年12月17日から令和4年1月17日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年12月17日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米A街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内38街区1号

2 意見の概要

（大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届け出について）

騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

（大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届け出について）

騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。